



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3015号 2016.5.11 発行

### 「要介護1、2」の生活援助サービス見直し 「介護保険の対象外」検討



東京新聞 2016年5月11日  
生活援助サービスの見直しに疑問の声を上げる集会の参加者ら＝東京都千代田区の参議院議員会館で

膨らむ介護給付費を抑えるため、介護の必要度が比較的低い「要介護1、2」の人を対象にした生活援助サービスの見直しは、厚生労働省社会保障審議会で議論されている。ヘルパーによる掃除や洗濯などを介護保険の対象から外す内容で、高齢者が援助を受けて自宅で暮らすことが難しくなったり、介護離職せざるを得ない家族が増えたり

する恐れもある。（出口有紀）

見直しの対象は、自宅の掃除や食事の準備などの生活援助。着替えや食事、トイレ、入浴などの身体介護は対象外だ。二月から同審議会の部会で議論され、厚労省は二〇一八年度からの制度改正を目指す。

改正の背景にあるのは、介護保険料の高騰。二五年度には全国平均で月額八千六百五十五円になると予測されており、厚労省振興課担当者は「要介護の認定率が高まる七十五歳以上の人口は今後十年で五百万人ほど増える見込みで、給付の範囲をしっかりと議論する必要がある」と説明する。どの程度の削減効果があるか今後の部会で検討する。

しかし、サービスの削減方針に、介護現場では不安が広がっている。

「認知症の人は、ちょっとした援助があれば自宅で一人暮らしできる。生活援助がなくなれば、自宅で暮らせなくなる人が激増するのでは」。三重県四日市市のケアマネジャー齋藤則子さん（59）は危ぶむ。

認知症を患い、市内の自宅で暮らす六十代男性は「要支援1」だった二年前から、配食のサービスを受けている。玄関先に置かれた弁当を食卓へ運べなくなったために、ヘルパーが促して食べ忘れを防いでいる。一緒に洗濯や掃除もして、できるだけ自分の力を使って生活ができるよう手助けしてきた。生活援助サービスがカットされれば、ヘルパーはこうした支援ができなくなる。

齋藤さんは「ヘルパーらが早い段階で適切に対応すれば、重度化を抑えられる場合もある。生活援助を切れば早期発見の機会が減る」と心配する。

同市のケアマネの男性（39）が担当した六十代女性は、「要介護1」でうつ病を発症。部屋に物が散乱し、どこに何があるか分からない状態になった。掃除のサービスを受けるが、こだわりが強く、自分のものに触られることを嫌がり、片付けは進まなかったが、二年半かけて信頼関係を築いた。

生活援助サービスがなくなった場合、本人の自己負担で清掃業者に依頼することはできる。しかし、男性は「ヘルパーは、日々変わる本人の不安な気持ちを聞きながら動いている。精神疾患や認知症の専門知識がなければ対応できないケースがある」と話す。

### ◆「家族の離職増えてしまう」

「要介護1、2でも、認知症の人は妄想を抱えたり、昼夜逆転の生活になったりする。活動も激しく、在宅で苦勞しながらケアしている人はたくさんいる」

四月に東京の参議院議員会館であった介護保険制度改正を考える集会。埼玉県新座市の認定NPO法人「暮らしネット・えん」の代表理事、小島美里さん（64）はこう指摘した。

法人は、訪問介護を利用する高齢者百三十人を抱える。小島さんは「生活援助は、介護状態になって崩れた暮らしを立て直すこと。単に部屋をきれいにする家政婦や民間の家事サービスとは違う。ごみだらけの家では介護や在宅医療の質も下がる」と強調する。

集会は、介護保険政策に詳しい市民団体「市民福祉情報オフィス・ハスカップ」（東京都文京区）が企画し、関係者八十人が参加。団体を主宰する小竹（おだけ）雅子さん（59）は「暮らしの支援を切って在宅介護が成立するわけがない。施設に入れなければ介護離職する人も増えてしまう」と訴える。

### 老後破産 “元凶”は「住宅」にあり！ 松谷明彦・政策研究大学院大名誉教授

毎日新聞 2016年5月11日

「国は安い公共賃貸住宅に誰でも住めるようにせよ」

「老後破産」が人ごとではなくなった。65歳以上の世帯で「生活が苦しい」と感じている割合は58・8%（2014年、厚労省調べ）。どうして厳しい老後を強いられるのか。政策研究大学院大の松谷明彦名誉教授（70）は「住宅政策の貧しさが最大要因」と断じる。

元大蔵官僚でマクロ経済学や人口論を専門とする松谷氏は「日本ほど住宅政策が貧しい国はない」と厳しく指弾する。それが、高齢者に苦しい生活を強いる大きな要因になっているという。

総務省の調べによると、世帯主が65歳以上の世帯の平均貯蓄高は2377万円（13年）。一見、高齢者は豊かなように思える。だが、一方で貯蓄高が1000万円未満の世帯は36・4%に上り、同じく100万円未満の世帯も6・3%ある。また、13年に生活保護を受けた65歳以上の人は88万人と過去最高を記録した。

多くの人にとって老後はバラ色ではなくなった。その理由として、松谷氏が住宅政策を挙げるのはなぜか。

「日本には標準的なサラリーマンが住める低家賃の公共賃貸住宅がないに等しいからです。このため、家賃の高い民間賃貸住宅に住むか、あるいは戸建てかマンションを買うしかない。欧米先進国のように、誰もが入れる安価な公共賃貸住宅に住むことができたなら、老後の蓄えができるはずなのです」（松谷氏、以下同）

事実、都道府県や市町村が運営する公営住宅の入居者は世帯全体の3%台。厳しい入居制限に加え、もともと戸数が少ないためだ。

例えば都営住宅に夫婦で住もうとすれば、年間世帯所得は原則227万6000円以内。世帯平均年間所得は528・9万円（14年）なので、多くの人は応募すらできないことになる。

住む資格があっても入居は簡単ではない。抽選倍率が高く、都営住宅の場合は100倍を軽くオーバーすることも珍しくない。

一方、欧米は公共賃貸住宅が充実している。フランス、イギリスでは全賃貸住宅の約2割が公営だ。有名なパリのシャンゼリゼ通りも、実は公共賃貸住宅群だ。

「住まいを買っても、子どもが親の家を受け継ぐケースは少ない。少子化の上、共働きが当たり前前の時代なので、2世帯同居が難しいためです。子どもに譲れないのなら、現役時代に生活費を切り詰めてまで住宅を購入する理由が乏しい。その点でも公共の賃貸住宅が求められています」

日本の持ち家率は60%強と高水準だが、一方で空き家の増加は深刻な社会問題だ。総務

省の統計によると、売却用でも賃貸用でもない放置物件は318万戸（13年）あった。特に戸建ての空き家が多い。子が親の住まいを受け継がないのが大きな理由だろう。たとえ子が空き家を売却したところで、資産価値は下がっている可能性が高い。

一方、世界統計年鑑などによると、ドイツの持ち家率は40%強。同じくフランスは55%前後とされる。持ち家の価格も日本より安価な上、公共賃貸住宅の充実が持ち家率を下げていると見られている。

さらには、日本の住宅取得費は年収の5倍前後と、先進国の中でナンバーワンの高さ。民間賃貸住宅の家賃も高い日本は、世界最高水準の住宅コストを強いられる国なのだ。

「その上、日本は欧米先進国と比べて賃金水準が低い。ドイツの約3分の2、フランスの約5分の4です。それなのに住宅コストは高いので、豊かな老後を送るのは最初から難しい」

たとえ生活が厳しくなろうが、マイホームが日本人の夢なら話は別だろう。だが、それは違うらしい。

「日本人の持ち家志向が強まったのは戦後。公共賃貸住宅を整えなかったのが大きな理由です。家賃の高い民間賃貸か、持ち家しか選択肢がありませんでした」

松谷氏の言葉通り、1931（昭和6）年の東京市（現在の区部にほぼ相当）の借家率は7割。41年の大都市圏における調査では同77・7%。持ち家志向は戦後になって急に高まったのだ。

役所を高層化して「賃貸住宅」に

さて、今や過半数を占める持ち家派にも賃貸派との共通点がある。どちらも貯蓄をしにくいところである。

「日本では65歳以上でも働く人が30%弱。フランスでは1%にすぎませんから、異様なまでに高い。年金制度の違いもありますが、欧米先進国は住宅コストが安いので、貯蓄がしやすい。また、年を取って貯蓄が少なくても、高齢者向け公共賃貸住宅で暮らせます」

日本にも高齢者向けの賃貸住宅はある。例えば都営の「シルバーピア」は、施設全体がバリアフリー化され、緊急時の対応サービスなどもある。使用料も1万円台から（単身用、収入によって異なる）と格安だ。

ところが、こちらも年収などの厳しい条件がある上、やはり戸数が少ないため容易には入居できない。2月に行われた文京区本郷のシルバーピアの抽選倍率は335倍で、もはや宝くじのようなものである。

高齢者にとって一番の負担が住宅コストにあるのは確かなようだ。持ち家を取得しようが、年金生活者に固定資産税と修繕費などの負担は重い。マンションでは管理費などの負担もある。シルバーピアのような住宅に、誰もが1万円台の家賃で住めるようになったら、老後破産の危機は遠ざかるに違いない。

だが、都市部に新たな公共住宅を建てる土地があるのか。

「東京23区の場合、区役所や区民ホールなどを高層化すればよいのです。そもそも住民の持ち物なので。昨年、49階建てに改築された豊島区役所は11階から上が分譲マンションになりましたが、ここも公共賃貸住宅にすべきでした」

舛添要一都知事（67）も高齢者の一人であるが、ほぼ毎週末、別荘で過ごしていたリッチマン。住まいで苦勞しているという国会議員も聞かない。

「シルバーピア落ちた、日本死ぬ」という声が上がらない限り、政治家たちは高齢者の住宅問題を忘れたままなのかもしれない。（本誌・高堀冬彦）

■人物略歴 まつたに・あきひこ

1945年生まれ。東大経済学部卒業後、大蔵省（現財務省）入省。大臣官房審議官などを経て97年退官。政策研究大学院大学教授に就任。著書に『「人口減少経済」の新しい公式』など

（サンデー毎日2016年5月22日号から）

## 就職活動費用の出どころ



※平成28年度、ディスコ 学生モニター調査結果(27年10月)。数字は小数点第2位以下を四捨五入のため、必ずしも100にならない

親も「就活貯金」が必要？ 産経新聞 2016年5月11日  
16万2千円。何の数字か分かりますか。

昨年、大学生が就職活動にかけた1人当たりの平均額です。ここ数年、就職環境は改善し、売り手市場といわれていますが、この金額に大きな変動はなく、毎年15万～16万円台で推移しています。

この金額には、リクルートスーツやかばん、就職本の購入費、応募書類の郵送代などさまざまなものが含まれますが、最も大きなシェアを占めるのは交通費です。昨年場合は7万5千円で、全費用の半数近くを占めます。

交通費は、企業セミナーなどに参加したり、筆記試験や面接を受けに行ったりするときにかかる電車やバスの

費用です。大学生が入社試験を受ける企業の多くは東京や大阪などの大都市に集中しています。このため、地方の大学に通う学生は余計に交通費がかかります。首都圏の学生の交通費の平均は5万円ほどですが、地方の学生は10万円を超えます。日帰りができなければ宿泊費もかかります。

就活のピーク時期は1日数社を回るケースは珍しくないため、企業訪問をしやすい首都圏の学生でも「地下鉄とJRを乗り継ぐと意外と膨らんでしまう」といいます。しかし、説明会の交通費を補助できる企業はまれです。

そこで大事なのは、会社説明会の取捨選択です。最近はインターネット上でセミナーを配信する企業も増えていきますので、まずはウェブセミナーを見て志望度が高まったら実際のセミナーに参加するという学生も増えていきます。経済的な負担の軽減だけでなく、時間の節約にもなります。

しかし、どんなに節約に励んでも「想像以上に高かった」となるのが就職活動です。学生が、かかる費用のすべてを自分で用意するのは難しく、アルバイトなどで工面したという学生は3割程度にとどまります。残りの7割近くが親に頼るわけですが、「いずれ返す」という学生よりも、「返すつもりはない」と答えた学生が圧倒的に上回ります。

就職活動中は「いつ企業に呼ばれるか分からない」と、アルバイトをやめてしまう学生も多い中、たった数カ月で16万円という出費は確かにつらいですね。「予想外の出費」は親に頼らざるを得ないのが実情のようです。親も、満足に活動できず就職浪人されても困りますし、子育ての総仕上げと捉え、積極的に援助するケースも多いようです。親も「就活貯金」をしておく必要があるかもしれません。

最近のインターンシップでは、給料をもらえるケースが出てきています。インターンシップで企業にお金をもらいながら職業体験や業界研究ができれば、学生にとってまさに一石二鳥といえるでしょう。(キャリアスリサーチ 武井房子)

## 知的障害者を学校で採用 京都市教委

京都新聞 2016年05月11日

京都市教育委員会は10日、知的障害のある人を臨時職員として採用する試験を初めて行うと発表した。採用者には市立総合支援学校でパソコン入力などの事務補助や清掃業務などの軽作業に当たってもらう。

市教委はすでに、教員や学校事務職員の採用で身体障害者を対象にした特別選考を設け、教員と事務職員を2人ずつ採用している。障害者施策の一環で採用対象を広げることにした。

採用人数は若干名。任用期間は10月1日から約1年半となる。勤務条件は合格者の希望や能力、障害の程度に応じて週38時間45分(日額6500円)と週25時間(同4200円)、週20時間(同)から決める。

受験資格は4月1日時点で65歳未満、療育手帳の交付を受けており、介護者なしで仕事が可能。3次試験まであり、1次の筆記試験は6月19日に行う。受付は5月末まで。問い合わせは教職員人事課TEL075(222)3781へ。

**ヘイトスピーチ対策法、成立へ＝与党案あす採決－参院委** 時事通信 2016年5月11日  
参院法務委員会は11日の理事懇談会で、人種や国籍などの差別をあおるヘイトスピーチ（憎悪表現）対策法案を12日に採決することで合意した。13日にも衆院に送付され、同法案は今国会で成立する見通しとなった。12日に採決するのは与党提出の修正案。野党案の扱いは引き続き協議する。与党修正案は、ヘイトスピーチについて「生命や身体に危害を加える旨を告知し、著しく侮辱するなど、外国出身者であることを理由に、地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動」と定義した。

**「国民生活」に厚労省分割＝自民小泉氏ら提言** 時事通信 2016年5月10日  
自民党の小泉進次郎農林部会長ら若手議員でつくる「2020年以降の経済財政構想小委員会」がまとめた厚生労働省の組織を見直す提言案が10日、分かった。同省を二つから三つの新省庁に分割することを打ち出した。11日の同委会合に示した上で、党内論議の開始を稲田朋美政調会長に要請する。提言案は、2001年の省庁再編で旧厚生・労働両省が統合して誕生した厚労省について、「社会保障や雇用対策など広範な重要業務を担当しており、一人の大臣、一つの役所で担当することは困難」として、分割再編を求めた。具体的には、年金、医療、介護を担当する「社会保障」、少子化対策などを担う「子ども子育て」、雇用や女性支援を中心とする「国民生活」に3分割する案や、子ども子育てを「国民生活」に統合し、「社会保障」との二つに再編する案を明記した。

**社説：パナマ文書公開 税逃れ、多くの目で監視** 京都新聞 2016年05月11日  
隠された税逃れの実態を白日の下にさらし、多くの目でチェックする。富める者と貧しい人々の格差が世界中で広がるなか、大きな意味をもつはずだ。  
租税回避地（タックスヘイブン）に設立された21万以上の法人と、関連する約36万の企業や個人の名前、住所のリストがインターネットに公開された。  
中米パナマの法律事務所から流出した「パナマ文書」である。公開した国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）は「社会全体に公開されるべき法人情報を注意深く公表する」として、市民や専門家からの情報を期待する。  
パナマの事務所は、税率の低い租税回避地での法人設立を請け負っており、流出文書には英領バージン諸島や香港、米ネバダ州など21の租税回避地が出てくる。  
租税回避地にペーパーカンパニーをつくりお金を移せば、自国で税金を納めずに済む。秘密は守られ、形の上では合法とされる。  
しかし、合法だから問題ないと言えるだろうか。英国の市民組織・税公正ネットワークは、租税回避地に隠された資産を2千兆～3千兆円と推計しており、米国と日本の国内総生産（GDP）の合計を超える。  
本来、企業でも個人でも稼いだ所得は、自国に申告し納税しなければならない。税金は公共事業や社会保険、福祉など社会基盤を形作るものだ。  
こうした国の土台を租税回避が揺るがしている。グローバル化の進行で人やマネーが国境を軽々と越え、多国籍企業や大資産家がマネーを租税回避地に移して富を増やす流れができてきているという。  
フランスのトマ・ピケティ氏が世界の経済学者が、「格差の拡大を助長している」と租税回避地の根絶を求める書簡を発表した。事態の深刻さを示していよう。

パナマ文書には日本人約230人、企業約20の名前が含まれる。これとは別に、租税回避地のケイマン諸島に日本企業が保有する投資残高は約65兆円に上るといふ。

麻生太郎財務相がパナマ文書公開を受けて「問題のある取引が認められれば税務調査する」と述べるにとどめたのは物足りない。公開文書をチェックして実態を調べる、積極的な姿勢を見せてほしい。

公開されたことで、世界中の税や法律の専門家やNGO、ジャーナリストたちが目を凝らし、足をつかって隠された事実を掘り起こすに違いない。とにかくマネーの行方を白日にさらすことだ。

#### 社説：パナマ文書 税逃れの抜け道ふさげ 北海道新聞 2016年5月11日

タックスヘイブン（租税回避地）の実態を暴いた「パナマ文書」の報道を続ける国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）は、租税回避地に設立された法人などの情報を公表した。

21万社以上の法人と関連する約36万の企業や個人の名前、住所で、400近い日本関連のものも含まれる。ICIJは市民に情報提供を呼びかけ、膨大な資料の分析に役立てるといふ。

パナマ文書の報道を受け、先に開かれた20カ国・地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議は、国際的な課税逃れの阻止に向けた連携強化で合意した。

租税回避地を利用した蓄財に対する一般納税者の怒りが、こうした流れを加速させたと言える。

各国政府は実効性ある規制の枠組みづくりに協力しなければならない。これを後押しするためにも、市民が税に関心を持ち、監視を強める必要がある。

確かに、日本を含む多くの国で、税負担が極端に軽い租税回避地に法人を設立したり、口座を開いたりすること自体は合法だ。

しかし、海外で得た収益を本国の税務当局に正確に申告し、納税しているのが前提で、そうでなければ、脱税に問われる。

しかも、複数の租税回避地や親族名義の口座に資金を分散させるなど、不透明な手法も多い。

情報開示に消極的な租税回避地の特徴を考えれば、本人が正直に申告しない限り、課税は困難だ。

資産運用や事業活動を行う際に、なぜ、ここまで複雑な手続きを踏む必要があるのか、疑問に思われても仕方あるまい。

企業が租税回避地に送金して節税し、利益の最大化を図るのは当然との意見もあるだろう。

だが、税金で整備されたインフラや本国で育成された人材を活用して利益を得たのではないのか。

租税回避地は、誰でも利用できるわけではない。税制や法律に精通した専門家に高額報酬を支払って助言を仰ぐ富裕層や大企業に限られる。あまりに不公平だ。

G20は、口座情報を税務当局間で交換する仕組みに非協力的な国には、制裁も検討する方針だ。

米国の一部の州は、法人税率が低く、ペーパー企業を設立しやすいと批判されてきた。このため、米政府は企業の実質的所有者の報告を義務付ける法案を作成した。

抜け道の一つ一つふさぐしかない。オバマ大統領が言う通り、税逃れに関する多くの行為が合法であること自体が問題なのだ。

#### 社説：租税回避の監視強化へ国際協調を急げ 日本経済新聞 2016年5月11日



各国メディアで構成する国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）が、世界のタックスヘイブン（租税回避地）に設立された約 21 万社のペーパーカンパニーの情報を公表した。株主や役員には、日本を含む世界中の個人や企業が顔を出している。

租税回避地の利用そのものは、決して違法ではない。投資ファンドの組成などでは広く使われている。しかし、行き過ぎれば税収に悪影響が及ぶ。一般の納税者との間の不公平感が強まり、税制への信頼は損なわれる。資金洗浄など不正の温床にもなりかねない。

今回の情報公開を、租税回避地への国際監視体制を早期に築く契機とすべきだ。

公開されたペーパーカンパニーに関する情報は南ドイツ新聞がパナマの法律事務所から入手した文書を、ICIJがデータベース化したものだ。

データベースが公表される前から、一部政治家の関与は表面化していた。夫妻で資産隠しを指摘されたアイスランドの首相は辞任に追い込まれた。英国ではキャメロン首相が亡父の設立したファンドに出資していたことが分かり、説明も不十分だったため、抗議デモに発展した。

国民に納税を促す立場の政治家が違法と疑われかねない行為と一線を画し、厳しい説明責任を果たすのは当然のことだ。

そのうえで、不透明な課税逃れを封じるための国際協調を政治主導で加速させるべきだ。

100 前後の国・地域が非居住者の銀行口座の情報を自動的に交換する取り組みが、2017 年から始まる。今回の問題の震源地だったパナマが、国際的な批判の高まりを受け、最近になって情報交換に参加する方針に転じたことはひとまず前進だ。

今後の焦点としては、ペーパーカンパニーの透明度を高める施策が挙げられる。米政府は企業を対象に、ペーパーカンパニーの実質所有者の報告を義務づける法改正案を打ち出した。独仏英など欧州 5 カ国も実質所有者の情報を共有するルールを提案している。

各国の個別対応ではおのずと限界がある。日本は自らも国内対策を急ぐとともに、主要 7 カ国（G 7）の議長国として国際協調を主導すべきだ。中国をはじめとする新興国も巻き込み、租税回避地のあり方に関する枠組みの議論も始めるときだ。

#### 【主張】パナマ文書公開 まず自ら「詳細」の説明を 産経新聞 2016 年 5 月 11 日

「パナマ文書」報道を続ける国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）が、租税回避地（タックスヘイブン）に設立された 21 万社以上の法人と、これに関連する約 36 万の企業や個人の名前などを公表した。

文書には日本人や日本企業など約 600 の名もあった。タックスヘイブンは、脱税や資金洗浄など不正の温床とも指摘されている。関与を指摘された個人や企業は、その違法性の有無にかかわらず、自ら経緯を詳（つまび）らかにすべきである。

租税回避が最も許されないのは、各国の政治指導者だろう。税制を司（つかさど）る側が自らの税を逃れるような行為は、国家や納税者に対する背信行為に等しい。

友人の関与が指摘されたロシアのプーチン大統領は声高に陰謀説を唱えて反発し、リストに習近平国家主席の親族の名がある中国では徹底的に報道管制が敷かれている。アイスランドのグンロイグソン首相やスペインの閣僚は、関与の発覚から国民の反発を招き、すでに辞任した。

まっとうな民主主義国では、明確な説明を抜きに地位に居座ることはできないと知るべきだ。日本でも公表された個人などに親族や関係者の名がある政治家は進んで説明責任を果たす必要がある。

社会的責任を負う大企業や経営者も同様である。法的に問題がないとしても、株主や顧客に説明ができない商行為は許されない。

麻生太郎財務相はリストの公表を受けて「問題のある取引が認められれば、税務調査する」と述べた。税務調査の対象は違法行為だが、合法であっても説明責任は免れない。後ろ暗いところがないのであれば、堂々と趣旨と経緯を述べればいい。

国際社会は、タックスヘイブンなどを使った課税逃れ対策の強化で、おおむね一致している。各国で銀行口座の税務情報を交換するなどの枠組みにはすでに約100カ国・地域が参加を表明し、国際的監視網を狭めている。

パナマ文書については26、27日の主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）や、20、21日に仙台市で開かれる先進7カ国（G7）財務相・中央銀行総裁会議でも主要な議題となることが予想される。

議長国を務める日本としては、自国内に向けられた疑惑に対する説明を尽くした上で、重要会議に臨みたい。

#### 社説：パナマ文書公表 租税回避地の利用実態解明を 読売新聞 2016年05月11日

ベールに包まれているタックスヘイブン（租税回避地）の実態を解明する手がかりとなろう。

国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）が、各地のタックスヘイブンに設立された21万余の法人と関連の個人名を公表した。パナマの法律事務所から流出した電子データを国別に整理したものだ。

ICIJは先月、各国首脳や、その親族がタックスヘイブンに関わっていた実態を「パナマ文書」として明らかにした。今回、企業や富裕層などが幅広く利用していたことも裏付けられた。

リストの公表を、課税逃れに対する国際的な包囲網の強化につなげることが肝要だ。

日本関連では、総合商社や通信事業会社など約20社や、大手企業の創業者ら約230人の名前が含まれている。タックスヘイブンに設立した法人の株主や役員として記載されたケースが目立つ。

複数の企業は、「租税回避の目的はない」と説明する。名前が公表されたことについて、「社会的信用が落ちる恐れがあり、心外だ」と反発するところもある。

確かに、タックスヘイブンを使うこと自体は、違法ではない。

だが、税率が著しく低く、匿名性が高いという特徴を利用して、節税を図る企業や個人が後を絶たないのも事実だ。

たとえ合法でも、大企業や富裕層にとって使いやすい抜け穴があれば、税の公平性に対する国民の信頼は揺らぐ。パナマ文書により、タックスヘイブンに注がれる視線は厳しさを増している。

ペーパーカンパニーの口座に資金を移し、意図的に所得を隠した場合には、脱税に問われる。麻生財務相が「問題がある取引があれば、税務調査を行う」と述べたのは当然である。

国税当局は、利用実態を徹底的に解明すべきだ。犯罪収益の隠匿や資金洗浄についても、目を光らせねばならない。

国境を越えた税逃れに一国で対処するのは難しい。

日本は100近い国や地域と、口座情報を交換する条約や協定を結んでいる。有効に機能させ、不正を洗い出すことが大切だ。

主要20カ国・地域（G20）と経済協力開発機構（OECD）は昨年、実態とかけ離れた取引を名目にした課税逃れを防ぐ国際課税ルールを策定した。

今月の主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）でも、課税対策は重要な議題になる。国際的な連携を強化する場としたい。

